

＜ あ行 ＞

○圧縮施設（あっしゅくしせつ）

ペットボトルやその他プラ等の貯留・選別を行い、圧縮梱包機にて直方体に成型した後に保管し、リサイクル業者等へ引き渡すための処理施設です。

○委託業者（いたくぎょうしゃ）

市内から発生する生活系ごみを収集運搬する市が委託した民間事業者のことです。

○一般廃棄物（いっぱんはいきぶつ）

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に分類されます。

また「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類されます。

○大阪湾フェニックス計画（おおさかわんふいえにつくすけいかく）

近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正な最終処分を行うために、埋立処分場の整備等に関する基本的な事項を定めた計画です。正式名称は「大阪湾圏域処理場整備基本計画」です。

○大阪湾フェニックスセンター（おおさかわんふいえにつくすせんたー）

広域臨海環境整備センター法に基づく近畿2府4県168市町村が出資により設立された最終処分場整備事業実施団体です。正式名称は「大阪湾広域臨海環境整備センター」です。

○温室効果ガス（おんしつこうかがす）

地球温暖化に影響を及ぼすガスで、焼却により発生する温室効果ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素が該当します。

＜ か行 ＞

○可燃残渣（かねんざんさ）

ペットボトルやその他プラの中間処理工程で発生するリサイクルできないプラスチック類等で、焼却施設で焼却処理を行います。

○環境学習都市（かんきょうがくしゅうとし）

これまでの自然との関わりを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地球や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあう都市を意味します。本市は平成15年12月、全国初の「環境学習都市宣言」を行いました。

○行政収集（ぎょうせいしゅうしゅう）

市内から発生する生活系一般廃棄物の一部について、市が直接行う収集業務です。

○許可業者（きょかぎょうしゃ）

市内から発生する一般廃棄物を収集運搬する市より許可を得た民間事業者のことです。

○汲み取り（くみとり）

委託業者によるし尿の収集のことをいいます。下水道管への接続が難しい地域のトイレや仮設トイレ（工事現場等）の場合は、し尿の汲み取りが必要となります。

○公共下水道（こうきょうげすいどう）

主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設のことです。

○ごみ減量等推進員（ごみげんりょうとうすいしんいん）

市長が2年の任期で委嘱し、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域活動を推進するリーダーのことをいいます。

○ごみ処理基本計画（ごみしよりきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画です。

===== < さ行 > =====

○災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれます。

○最終処分（さいしゅうしょぶん）

ごみ処理の過程での最終的な処分のことで、埋立処分または海洋投入処分のことをいいます。現在、西宮市内には最終処分場がない為、大阪湾フェニックス計画埋立処分場にて、焼却灰、集じん灰、不燃残渣の最終処分を行なっています。

○産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

廃棄物処理法第二条四項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物を意味します。

○事業系ごみ（じぎょうけいごみ）

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を意味します。

○し尿（しにょう）

人体から排出される大便と小便の混合物のことをいいます。

○し尿処理（しにょうしより）

一般廃棄物のうち、し尿の処理のことをいいます。

○**集団回収**（しゅうだんかいしゅう）

自治会、子供会、婦人会、PTA、老人会、その地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することで、西宮市では「再生資源集団回収実施団体奨励金」制度を導入しています。

○**循環型社会形成推進地域計画**（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんちいきけいかく）

循環型社会の形成を推進するための基本的な事項を定めた計画です。
循環型社会形成推進交付金制度を活用して、施設整備を行おうとする際に必要となる計画です。

○**浄化槽**（じょうかそう）

浄化槽は、し尿と台所や風呂等から排出される生活雑排水をきれいに処理し、公共用水域へ放流する施設のことをいいます。し尿と生活雑排水をあわせて処理ができる浄化槽を「合併処理浄化槽」といい、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽（みなし浄化槽）」といいます。現在、単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

○**浄化槽汚泥**（じょうかそうおでい）

合併あるいは単独処理浄化槽の点検や清掃時に発生する汚泥のことをいいます。

○**焼却残渣**（しょうきゃくざんさ）

焼却施設の焼却処理工程から最終的に排出される残渣です。ただし、溶融固化物は除かれます。

○**焼却施設**（しょうきゃくせつ）

廃棄物のうち、可燃ごみを焼却処理する施設のことをいいます。

○**食品ロス**（しょくひんロス）

食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

○**水銀廃棄物**（すいぎんはいきぶつ）

水銀廃棄物は、蛍光灯、電球、乾電池、ボタン電池、水銀体温計などの水銀を含む廃棄物のことをいいます。

○**生活系ごみ**（せいかつけいごみ）

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことをいいます。

○**生活排水処理基本計画**（せいかつはいすいしよりにきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水処理に関する事項について定めた計画のことをいいます。

○**切断機**（せつだんき）

油圧式の上刃が押切りをする装置で、主に畳を細かく切断する際に使用します。

○せん断機（せんだんき）

油圧式の上刃がハサミのように運動をする装置で、主にマットレスを細かくせん断する際に使用します。

===== < た行 > =====

○中間処理（ちゅうかんしより）

廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・梱包等を行い、廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化することをいいます。

○2R（つーあーる）

Reduce（減らす）・Reuse（再使用）の2つの頭文字Rをとったものです。これまではRecycle（再生利用）を加えて3Rとしてきましたが、Recycleが浸透し、さらにごみの発生を抑制する2Rに転換されました。その他に、Refuse（断る）・Repair（修理）を加えて5Rといわれることがあります。

○適正処理困難物（てきせいしよりこんなんぶつ）

市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難なものをいいます。環境大臣が指定する品目で、現在、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。

○展開検査（てんかいけんさ）

ごみ収集車で処理施設に搬入された燃やすごみの中に、不適物が混ざっていないかを調べる検査のことです。

○特定事業者（とくていじぎょうしゃ）

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第八条で定める規模以上の建築物を事業の用に供する事業者のことをいいます。

===== < な行 > =====

○生ごみ3きり運動（なまごみさんきりうんどう）

買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水を切る「水きり」、これら3つの「きり」をキーワードとして、生ごみの削減を目指す取り組みのことです。

○西宮市一般廃棄物処理実施計画（にしのみやしいっぱんはいきぶつしよりじっしけいかく）

一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画です。

○西宮市環境基本計画（にしのみやしかんきょうきほんけいかく）

西宮市による、環境学習都市宣言を具体的に実現するための計画です。「学びあい」・「参画・協働」・「循環」・「共生」・「ネットワーク」の5つの行動憲章を持続可能なまちづくりのための基本目標としています。

○西宮市ごみ減量推進計画（にしのみやしごみげんりょうすいしんけいかく）

通称「チャレンジにしのみや25」と呼ばれ、西宮市による、環境学習都市宣言の精神を具現化するため、ごみ減量等の数値目標と目標年次・目標達成に向けた取り組み施策等を策定し、持続可能な循環型社会の実現を目指した計画です。

最終目標年度である平成30年度までに、基準年度である平成17年度のごみ排出量に対して、25%減量することを目標としています。

○西宮市災害廃棄物処理計画（にしのみやしさいかいはいきぶつしよりけいかく）

災害廃棄物の処理について定めた計画です。

○西宮市産業振興計画（にしのみやしさんぎょうしんこうけいかく）

西宮市による、まちの活力や独自性をより強化し、地域経済の担い手となる産業界の自助努力を支援するために、5年先の産業振興の指針となる計画です。

○西宮市食品ロス削減パートナー制度

西宮市が定める一定の登録要件を満たす事業者を西宮市のパートナーとして認定。事業者自らが食品ロスの削減に努めるとともに、その取組を通じて市民への食品ロスの削減についての認知を図ることによって、市民・事業者・行政が協働し、食品ロスの削減を推進することを目的とした制度です（令和3年度から実施）。

○西宮市総合計画（にしのみやしそうごうけいかく）

西宮市総合計画は、本市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すものです。

○西宮市レジ袋削減推進委員会（にしのみやしれじぶくろさくげんすいしんいんかい）

ごみの減量と資源化を推進するためレジ袋削減に向けた取り組みや買い物袋持参促進など容器包装削減をめざし、市民・事業者・行政の三者によるレジ袋削減協定の締結や、レジ袋削減キャンペーンを実施するために設置された委員会です。

○西宮版ピリカ

スマートフォンがあれば、だれでも気軽に、ごみ拾いの様子を世界中に発信できる、SNSとごみ拾いを連動させたアプリケーションで、アイヌ語で「美しい」「きれい」という意味です。ポイ捨てごみや不法投棄物がそのまま放置されると、さらなるポイ捨て行為等を引き起こす要因となることから、不法投棄やポイ捨てごみをなくすためには、日頃からまちの美観や清潔の保持に努める必要があります。住み慣れた地域を市民や事業者が自ら清掃する、地域清掃活動を活発化することが重要と考え、より多くの市民や事業者を巻き込み、自主的な清掃活動の裾野を広げる新たな取り組みとして、令和2年度より導入を開始しました。

○(公財)日本容器包装リサイクル協会

(こうえきざいだんほうじん にほんようきほうそうりさいくるきょうかい)
容器包装リサイクル法に基づく特定事業者等からの受託によって分別基準適合物の再商品化を行い、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及や啓発、情報収集、提供を行う団体です。

===== < は行 > =====

○灰 (はい)

焼却施設の焼却炉でごみを燃やしたときに出る燃えかすです。

○廃棄物 (はいきぶつ)

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって、固形状または液状のものを意味します。

○破碎残渣 (はさいざんさ)

破碎選別施設の破碎処理工程で最終的に排出され最終処分される残渣です。主にガラスくずや陶磁器くずです。

○破碎選別施設 (はさいせんべつしせつ)

破碎工程や選別工程で不燃ごみや粗大ごみを減容・減量・資源化する施設のことをいいます。

○(公財)ひょうご環境創造協会

(こうえきざいだんほうじん ひょうごかんきょうそうぞうきょうかい)
環境に関する兵庫県民、県内の事業者の実践活動の促進及び行政との連携・調整、環境に関する調査・研究・測定・廃棄物等の適正かつ広域化、効率的な減量、再生及び処分を目的とする団体です。

○兵庫県ごみ処理広域化計画 (ひょうごけんごみしよりこういきかけいかく)

兵庫県による、ごみ処理施設の広域化・集約化を図り、ダイオキシン類の排出抑制、リサイクル等施設の整備を促進するための計画です。

○兵庫県南部地震 (ひょうごけんなんぶじしん)

平成7年1月17日午前5時46分に発生した大都市直下を震源とする大地震で、震度7の激震を記録し兵庫県南部を中心に甚大な被害が発生しました。

○兵庫県廃棄物処理計画 (ひょうごけんはいきぶつしよりけいかく)

兵庫県による、基本構想(21世紀兵庫長期ビジョン)の具体化を図る基本計画(兵庫県環境基本計画)の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン」の実施計画として位置付けられた計画です。

○フードドライブ (ふーどどらいぶ)

家庭で余っている食料品を学校や職場、イベント等に持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する活動です。

○不燃残渣 (ふねんざんさ)

ペットボトルやその他プラの中間処理工程で発生するリサイクルできないびんや缶などの燃えないごみで、破碎選別施設で処理を行います。

○不法投棄 (ふほうとうき)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という条文に反して廃棄物を投棄する行為のことです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条に罰則規定が設けられています。

○文教住宅都市 (ぶんきょうじゅうたくとし)

良好な住宅地と恵まれた文化・教育環境等を活かしたまちづくりを進める都市を意味します。

○分別収集計画 (ぶんべつしゅうしゅうけいかく)

容器包装リサイクル法第八条に基づく、容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの減量・リサイクルの促進や資源の確保等を目的とし、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示した計画です。

===== < や行 > =====

○余熱利用 (よねつりよう)

燃焼時に発生する余熱を蒸気に変換するボイラや蒸気から発電を行うタービン発電機等で有効に利用し、エネルギー回収をします。

===== < ら行 > =====

○リターナブルびん (りたーなぶるびん)

使用済みのびんを返却、詰め替えをすることによって、何度も使用できるびんのことです。店舗等から回収されたリターナブルびんは、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて再品化されます。

○LOOP (ループ)

従来、使い捨て容器で販売されていた日用消耗品や食品をリユース可能な容器で販売し、使用後にその容器を回収して洗浄した後、製品を再充填して再び販売するという環境に優しい循環型のシステムです。商品を購入後、使用し終えた後の空容器をLoop返却用ボックスに返却すると、容器代が専用アプリにて返金される仕組みとなっています。

